

○経済産業省告示第十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十二日

経済産業大臣 林 幹雄

第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則中「第四号」を「第三号」に改める。